

ご遺族の方へのご案内

謹んでお悔やみ申し上げます。亡くなられた後の手続きが必要な主なものは下記のとおりです。**市民課もしくはお近くの振興局**で手続きをお願いいたします。（郵送での手続きも可能です。）

なお、戸籍に死亡が記載されるのは死亡届の提出から1～2週間後となりますのでご注意ください。

	項目	手続きの内容等
	後期高齢者医療保険 真庭市国民健康保険 に加入していた場合	①葬祭費の申請 【必要なもの】 葬儀を執り行った方の金融機関の通帳、認印 ②相続人代表者の届出 【必要なもの】 相続人代表者の金融機関の通帳、認印、相続関係を証明する戸籍（真庭市に本籍が無い場合） ※保険証を回収いたします。（市民課：0867-42-1112）
	その他の医療保険 に加入していた場合	加入していた医療保険者（協会けんぽ、共済組合、国保組合等）にお問い合わせください。
	介護保険被保険者に該当 していた場合	相続人代表者の届出 【必要なもの】 相続人代表者の金融機関の通帳、認印 ※介護保険証を回収いたします。（高齢者支援課：0867-42-1074）
	国民年金・厚生年金・共済 年金を受給もしくは加入し ていた場合	①未支給年金・死亡一時金のお手続きの場合 【必要なもの】 請求者の通帳、請求者のマイナンバーがわかるもの、請求者と死亡者の続柄がわかる戸籍、第三者の証明（別居、事実婚関係）、年金証書（受給者）もしくは年金手帳（加入者） ②遺族年金のお手続きの場合 【必要なもの】 請求内容により異なるため、お手続き時にご案内をいたします。 ※年金の種類によっては、年金の支給元でお手続きが必要な場合があります。 ※請求者は、生計同一関係のある優先順位が高い方になります。 ※請求者のマイナンバーの記載がない場合、住民票（世帯全部）の添付が必要となります。 ※代理の方の手続きの場合、委任状が必要となる場合があります。 （市民課：0867-42-1112） 裏面に委任状があります
	農業者年金を受給もしくは 加入していた場合	農協本店または各支店にご相談ください。
	国民年金基金を受給もしくは は加入していた場合	国民年金基金には「地域型」と「職能型」があります。下記によりご相談ください。 ◆「地域型」に加入されていた場合 岡山・島根支部050-3665-0282 岡山市北区表町1-5-1 岡山シブオニビル10F ◆「職能型」に加入されていた場合 該当する基金
	印鑑登録をしていた場合	登録が廃止となりますので、印鑑登録証を回収いたします。
	単県医療受給資格者に該当 していた場合（心身障害・ひ とり親・乳幼児）	相続人代表者の届出 【必要なもの】 相続人代表者の金融機関の通帳、認印 ※受給資格者証を回収いたします。（市民課：0867-42-1112）
	身体障害者手帳・療育手 帳・精神障害者保健福祉手 帳等を所持していた場合	手帳返還の届出 【必要なもの】 認印 ※手帳を回収いたします。（福祉課：0867-42-1581）
	固定資産税、国民健康保険 税、軽自動車税、市県民 税、上下水道料金等	相続人の届出・名義変更・登録口座の廃止等 【必要なもの】 相続人の金融機関の通帳、認印、本人確認書類 （税務課：0867-42-1114）（上下水道課：0867-42-1108）
	農地の権利者であった場合 （所有権 など）	権利者の死亡に伴う「相続」「遺産分割」などによって農地法の許可を要せずに権利を取得した場合は、農業委員会にその旨を届け出てください。 （真庭市農業委員会事務局：電話 0867-42-1676）
	森林の権利者であった場合 （所有権 など）	権利者の死亡に伴う「相続」「遺産分割」などによって、新たに森林の土地を取得した場合には届出が必要。複数の方が権利を取得した場合には、個々に、又は連名で届出を行ってください。 （林業バイオマス産業課：電話 0867-42-5022）
	不動産の相続登記	不動産（土地及び建物）を所有していた場合、早めの相続登記をお勧めします。詳しくは岡山地方務務局又は岡山県司法書士会のホームページをご覧ください。
	真庭ひかりネットワークに 加入していた場合	告知端末の設置など真庭ひかりネットワークに加入されていた場合は、真庭いきいきテレビで名義変更等の手続きが必要となります。 （真庭いきいきテレビ：0867-42-7200）

※その他の手続きについては、それぞれ関係課にお問い合わせください。